

**実行実現点検会合  
～科学技術イノベーションの推進～**

**平成26年10月10日**

**内閣府**

**(科学技術・イノベーション担当)**

## 「日本再興戦略」改訂2014ー未来への挑戦ー（平成26年6月24日閣議決定）

### i) イノベーションを生み出す環境創出

- ①「橋渡し」機能強化等の研究開発法人の改革
- ②「クロスアポイントメント制度」等を活用した知の融合
- ③研究資金制度の再構築
- ④新たな研究開発法人制度の実現

## 科学技術イノベーション総合戦略2014～未来創造に向けたイノベーションの懸け橋～（平成26年6月24日閣議決定）のポイント

- ・「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化  
→産総研やNEDOにおいて、「橋渡し」機能の強化を先行的に実施
- ・組織の「強み」や地域の特性を生かしたイノベーションハブの形成  
→大学と研究開発法人等の間でクロスアポイントメント制度の積極的な導入・活用を推進
- ・研究資金制度の再構築  
→イノベーションシステムが効率的に機能するよう、研究資金の配分のあり方について検討  
大学改革や研究開発法人改革踏まえつつ、次期科学技術基本計画で基本方針を示す
- ・研究力・人材力の強化に向けた大学・研究開発法人の機能の強化  
→科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付ける

# 「橋渡し」強化機能等の研究開発法人の改革

施策内容	主なスケジュール	実行状況
<p>産総研において、受託研究等企業からの資金受入れを基本としつつ、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 産業の将来ニーズ等を反映した研究テーマの設定及びそのためのマーケティング機能の強化</li><li>• 産総研による知的財産管理の原則化</li><li>• 民間企業からの資金獲得の重視などの改革</li></ul> <p>N E D Oにおいて、技術シーズの迅速な事業化を促すため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• プロジェクト・マネージャーへの大幅な権限付与やアワード型方式の導入等によるプロジェクト・マネジメントの強化</li><li>• 新たなイノベーションの担い手として期待されるベンチャーや中小・中堅企業等への支援の強化等の改革を推進</li></ul>	<p>本年度中に産総研及びNEDOの中期目標等を改定</p>	<p>来年度からの改革の実現のため、産総研及びN E D Oの中期目標等の改定に向けて、検討を実施中。</p>

# 「クロスアポイントメント制度」等を活用した知の融合

施策内容	主なスケジュール	実行状況
<p>産学官の人材・技術の流動性を高め、研究開発法人が大学の技術シーズを円滑に橋渡しするため、大学と研究開発法人等との間でのクロスアポイントメント制度の積極的な導入・活用を進める。</p>	<p>クロスアポイントメント制度の積極的な導入・活用を図るための環境整備を今年度中に実施。</p>	<p>「クロスアポイントメント制度」の促進のため、医療保険・年金や退職金等の扱いに関する基本的枠組と留意点等について検討を開始し、当初予定を前倒して年内にとりまとめる予定。</p>

# 研究資金制度の再構築

施策内容	主なスケジュール	実行状況
<p>国立大学改革や研究開発法人改革の動向も踏まえつつ、研究資金の配分のあり方について検討し、次期科学技術基本計画において取り組むべき施策の基本方針を示す。</p> <p>イノベーション創出のため、研究者の独創的で多様な研究やコア技術の研究開発を推進し、技術シーズ創出力の強化を進める。</p> <p>若手や女性研究者が研究に挑戦する機会の拡大や、競争的な研究開発環境の整備のため、科研費を始めとする競争的資金の改革に着手する。（研究者が研究活動に専念でき、基礎から応用・実用段階に至るまでシームレスに研究を展開できるよう、制度間のつなぎや使い勝手に着目した再構築を進める。）</p>	<p>次期科学技術基本計画（2016年度）に反映</p> <p>科研費等の競争的資金改革に着手（2015年度）</p>	<p>次期基本計画に関する専門調査会において取り組むべき施策の基本方針を検討予定。</p> <p>コア技術の戦略的推進について検討中。</p> <p>文部科学省において、基礎研究を支える研究費制度である科研費、戦略的創造研究推進事業の改革を開始。</p>

# 新たな研究開発法人制度の実現

施策内容	主なスケジュール	実行状況
<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等に基づき、2015年度からの新たな研究開発法人制度の実施に向け、可能な限り速やかに報酬・給与、調達、自己収入の取扱い等について、具体的な運用改善策を講ずる。</p> <p>世界トップレベルの成果の創出が期待される「特定国立研究開発法人（仮称）」を制度化するための法案について、可能な限り早急に国会提出を目指す。</p>	<p>2014年度：                      ・運用改善策について速やかに実施。                      ・「特定国立研究開発法人（仮称）」を制度化するための法案について、可能な限り早急に国会提出を目指す。</p> <p>2015年度以降：新たな研究開発法人制度の着実な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬・給与等に関する具体的な運用改善策について、総務省より通知等を発出(6,9,10月)、その他の運用改善事項についても対応を検討中。</li> <li>・CSTIが「研究開発の特性」を踏まえた「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案」を決定(7月)、これを基本的に全て反映し、総務大臣が独立行政法人の目標・評価に関する指針を策定(9月)。</li> <li>・各府省において、法人の評価体制のあり方を検討中。</li> <li>・「特定国立研究開発法人(仮称)」を制度化するための法案について、可能な限りの早急な国会提出を目指し、引き続き準備・検討中。</li> </ul>

- 「第5期科学技術基本計画（平成28年度～32年度）」の検討に今秋にも着手  
→「第5期科学技術基本計画」においては、これらの取組を含めて科学技術・イノベーション推進の基本的方向性を策定
- 「日本再興戦略」改訂2014及び「総合戦略2014」の各取組については、その実行状況をモニターし、必要に応じて「第5期科学技術基本計画」に反映させるほか、その後も継続的にPDCAを実施